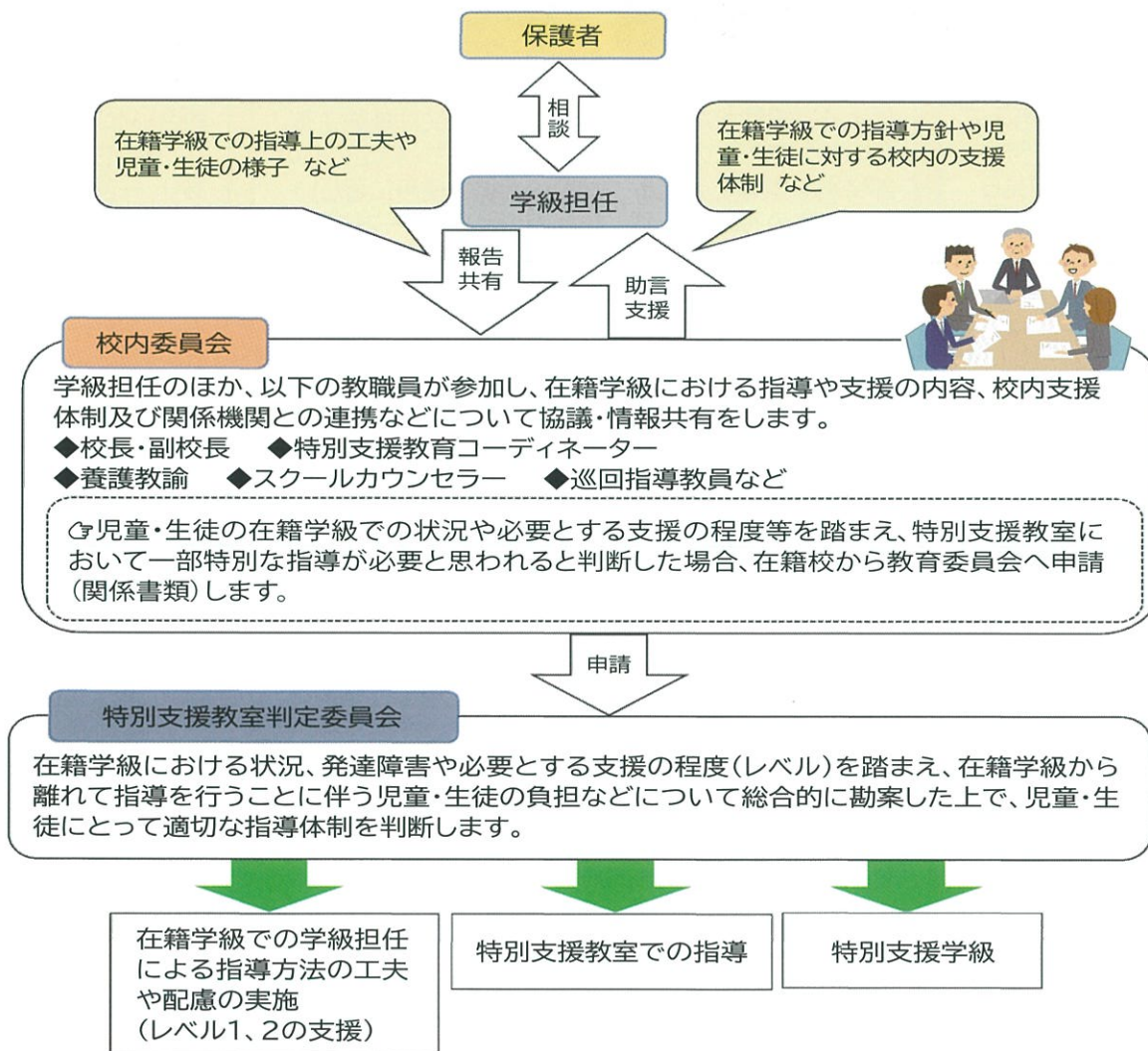


特別支援教室の指導開始までの流れ

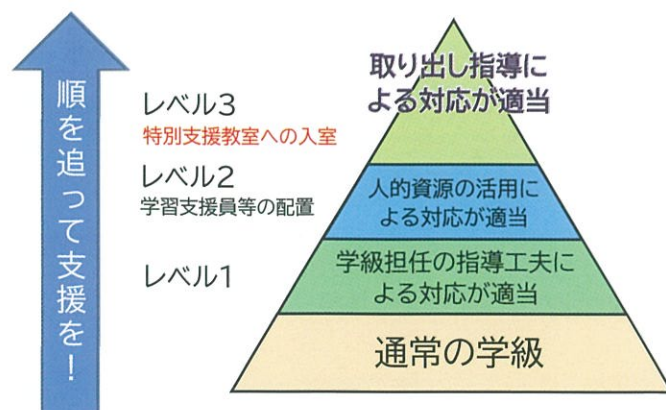
通常の学級に在籍する発達障害又は情緒障害のある児童・生徒が対象であり、学校での学習上・生活上の困難さの改善・克服をしたいという、本人自身の意思表示も大切です。保護者の方との面接や行動観察などにより児童・生徒の状況を把握し校内での支援体制を検討することが必要です。校内委員会において、在籍学級での課題や支援の必要性を検討した上で、特別な指導を必要とすることが、判断がされてから、在籍校より判定委員会への申請となります。



※巡回指導の期間は原則1年以内です。

継続の場合でも再度、入室届(継続)を提出していただきます。

※判定委員会には、発達検査の結果(判定委員会を起算日としておおむね2年以内に実施のもの)が必要となりますので、余裕をもって学校へ提出してください。また、医師の診断書がある場合、提出していただきます。



特別支援教室判定委員会(予定)	
第1回	令和4年6月7日(火)
第2回	令和4年7月25日(月)
第3回	令和4年10月17日(月)
第4回	令和4年12月12日(月)
第5回	令和5年1月23日(月)

江東区の特別支援教室 2022

文字を読んだり、書いたりするのが苦手みたいだから、授業についていけないか心配…

すぐに気が散ってしまい落ち着きがなくて集中が続かないから、ちゃんと座っていられないんじゃないかな…

気持ちをコントロールすることや、自分の思いを発信したりするのが苦手なんだけど、大丈夫かな…

予定通りに行かないことや見通しがもてないことに混乱しやすいから、すぐに取り組めるか心配…

★発達障害のある児童・生徒への支援

都内の公立小・中学校では、『特別支援教室』における指導・支援を中心に、発達障害のある児童・生徒に対する支援が行われています。

特別支援教室

通常の学級に在籍し、知的な遅れがなく通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒が、在籍学級における障害による学習上又は生活上の困難さの改善・克服を図るため、一部の時間、別の教室で指導を受ける制度です。

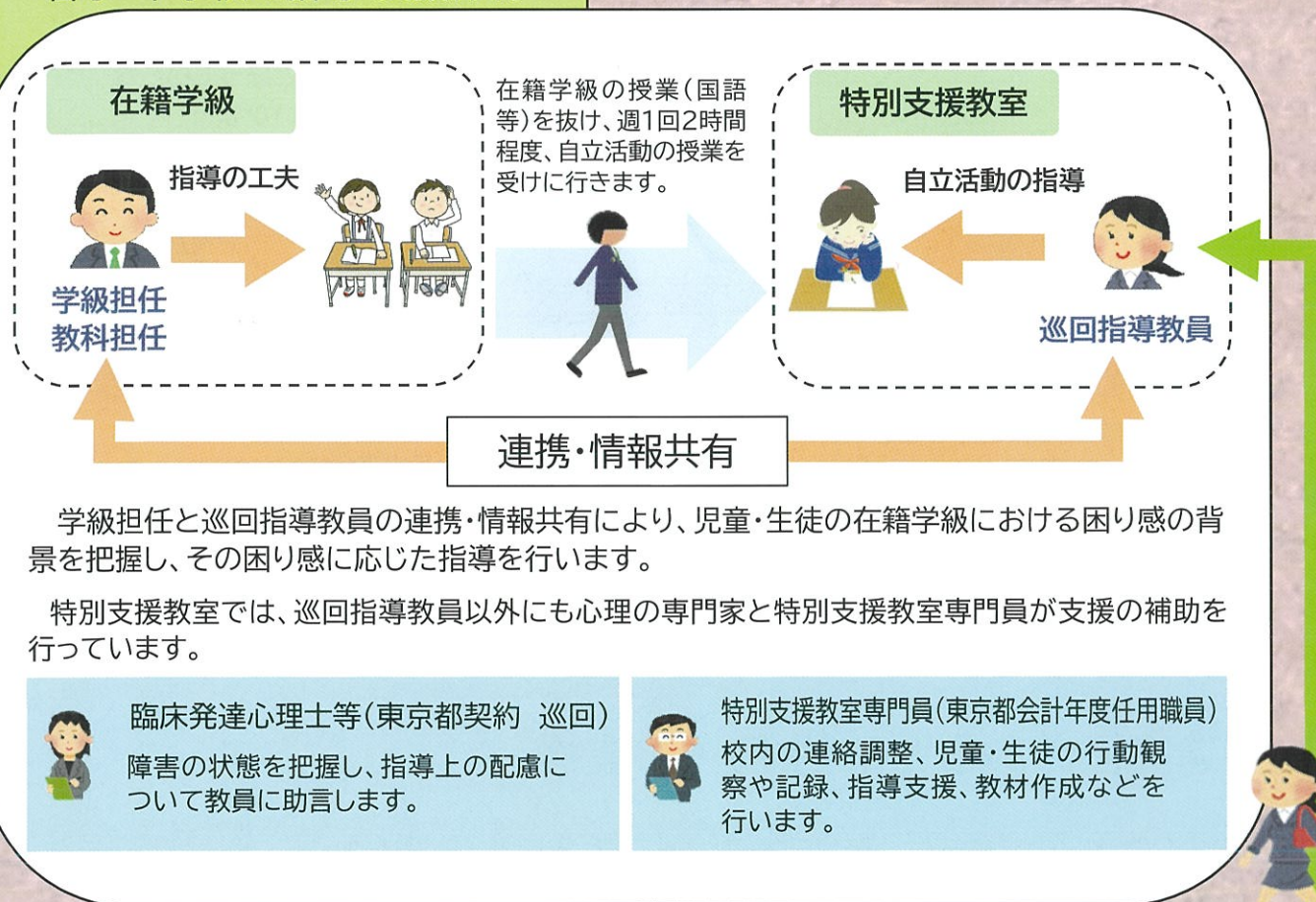
★早期発見・早期支援が重要

発達障害は、外見から課題が見えにくく、「怠けている」「反抗的である」などの誤解を受けることがあり、本人や保護者も学習上・生活上の課題が障害に起因することに気付きにくい。必要な指導や支援につながらないケースがあります。早期に発見し、適切な指導・支援を行うことで、在籍学級での充実した生活につなげることができると言われています。

★特別支援教室の目的

児童・生徒の学習上・生活上の困難さを改善・克服し、発達障害の状態に応じて可能な限り多くの時間、在籍学級でほかの児童・生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるようにすることです。

各小・中学校の指導・支援体制



巡回指導教員

- 江東区では、拠点校として、小学校10校・中学校3校を指定し、配置しています。
- あらかじめ決められた曜日・時間に対象の児童・生徒が在籍する学校を巡回し、特別支援教室において指導を行います。
- 巡回指導教員同士が常に指導の方法や教材等を共有していくことで質の向上を図り、一人一人の児童・生徒の状況に応じて適切な指導を行います。

拠点校



巡回指導教員

★在籍学級での指導方法の工夫や配慮による支援

児童・生徒の発達障害による学習上又は生活上の困難さの改善・克服を図るため、在籍学級においても、以下の取り組みや工夫などにより、安心して学校生活が送れるように配慮による支援を行っています。

《在籍学級における支援の例》

- ◎黒板周辺の掲示物等を減らし視覚からの刺激を軽減するような環境の整備
- ◎書くことが苦手な児童・生徒へのICT機器を活用した授業作り
- ◎児童・生徒に対する指示の出し方や言葉かけ、座席の配置などの工夫

★特別支援教室の対象となる児童・生徒は？

通常の学級に在籍する**知的障害のない発達障害等(自閉症スペクトラム障害、注意欠陥多動性障害、学習障害等)**で、**通常の学級での学習におおむね参加**でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対し、障害の状態に応じて「自立活動」の指導を行うものです。

自閉症(ASD)

円滑な人間関係が築けない、周囲の人が考えていることの推測が苦手等の発達の偏りが見られ、一部特別な指導を必要とする程度のものである。

情緒障害

主として心理的な要因による選択性かん黙(※)等があるもので、一部特別な指導を必要とする程度のものである。

学習障害(LD)

聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難があり、一部特別な指導を必要とする程度のものである。

注意欠陥多動性障害(ADHD)

年齢あるいは発達に不釣り合いな不注意や衝動性、多動性の状態等があり、一部特別な指導を必要とする程度のものである。

※選択性かん黙とは、心理的な要因により、特定の状況(例えば、家族や慣れた人以外の人に対して、あるいは家庭の外など)で音声や言葉を出せず、学業等に支障がある状態を言います。

★どのような指導をするの？

特別支援教室では、一人一人の障害の状態や発達の段階等に応じた指導目標を設定して、障害による通常学級での学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導(自立活動)を行います。**児童・生徒の指導目標が達成された場合、特別支援教室は退室となります。**

なお、**教科の補習や在籍学級での学習の遅れを取り戻すための指導は行いません。**

《指導内容の例》

- ◎場にあった挨拶や発言が苦手な児童・生徒に対して、友達との遊びや会話の場面を想定した表現の練習を重ねることで、その場に応じた適切な言葉遣いや表現方法を身に付ける。
- ◎見通しをもてない不安感から授業に集中できない児童・生徒に対して、あらかじめ学習の流れや内容・時間を目に見える形で示すことで、見通しをもった行動を身に付ける。
- ◎体の使い方や姿勢保持が苦手で、落ち着きがない児童・生徒に対して、様々な課題を設けた体幹トレーニングを繰り返し行うことで、バランス感覚や触覚、運動感覚を高める。
- ◎特性に応じた学習方法や代替手段を習得し、在籍学級での学習を円滑にできるようになる。

★特別支援教室での指導対象とならない場合とは？(例)

- ◎特別支援教室は、**本人の発達特性によって引き起こされる困り感の支援**であって、対象児童・生徒の行動が発達障害に基づかない離席・いたずら・指示が聞けない、集中が続かない等で、担任の先生や、周りの児童・生徒が困っている場合、支援すべき対象は、担任の先生や周りの児童・生徒になり、指導対象とはなりません。
- ◎**知的障害のある児童・生徒に対する学習上又は生活上の困難の改善・克服**に必要な指導は、生活に結びつく实际的・具体的な内容を継続して指導することが必要となります。そのため、一定の時間のみ取り出して指導を行うことにはなじまないため、指導対象にはなりません。
- ◎発達障害の特性と類似した行動特性で、**愛着障害や養育環境からの誤学習による問題行動**に対しては、指導対象ではありません。(発達障害の診断書があっても、このような場合、児童・生徒を指導するのではなく、原因となっている環境にフォーカスしなければ、改善はできません。)
- ◎**不登校(おおむね通常の学級の授業に参加できていない)**による、登校のきっかけとして指導をする教室ではありません。
- ◎**家庭での問題行動による困り感だけでは指導対象になりません。**在籍学級で本人が困っている発達課題を指導する場が、特別支援教室になります。